

# 質 問 回 答 書

平成 26 年 2 月 5 日

「ベトナム国都市廃棄物総合管理能力向上プロジェクト」

( 公示日 : 平成 26 年 1 月 8 日 公示番号 : 1 ) について、業務指示書に対する質問と回答は以下のとおりです。

通番号	当該頁項目	質問	回答
1	6 頁 第 9 プロポーザルの評価 ( 2 ) 評価対象とする業務従事者の予定人月数	評価対象とする業務従事者の予定人月数 [ 3 4 . 2 0 M/M ] は、フェーズ 1 の期間と理解すれば宜しいでしょうか。	その通りです。
2	17 頁 ( 1 0 ) 供与機材・携行機材に係る業務	1 ) 環境教育及び PR 活動、2 ) 研修、セミナー等の住民啓発活動の実施の為に機材供与費、現地活動費を支出できるとの事ですが、この費用は別見積として計上するのでしょうか。	それぞれの活動費 ( 例えば「環境教育及び PR 活動費」) として見積るので、別見積ではありません
3	17 頁 ( 1 1 ) C/P の本邦研修・第三国研修	【本邦研修でなく、第三国研修が適切と思われる場合は、C/P 及び JICA と相談のうえ、一部または全部の本邦研修に代えて第三国研修を企画する】との記述がありますが、プロポーザル提出時点で第三国研修を想定しても良いのでしょうか。また、本邦研修、第三国研修については、不確定要素が多い為、別見積で計上して宜しいでしょうか。	プロポーザル提出時点で第三国研修を想定しても構いません。 見積については、「本邦研修」、または、「第三国研修」として本見積に含めて作成してください。
4	2 5 頁 6 . 見積価格対象外	成果 3 に係る活動に関しては、見積価格を提示する必要がないとの記載でしたが、提示する必要のない項目をご教示頂けますでしょうか。	3 - 2、及び 3 - 3 については、現時点での見積不要です。

5	第3 業務実施上の条件 6 見積価格対象外(25頁)	「成果3に係るパイロットモデル都市/地方省での活動に関しては、現時点で詳細業務量・経費が明確にできないため、～」とありますが、パイロットモデル都市/地方省が選定された時点で、必要な経費(専門家等の国内移動費、ローカルスタッフの備上費、車両借上費、事務所の備品・資機材、他)を見積もり、契約変更で追加するとの理解でよろしいでしょうか。	その理解で結構です。
6	第3 業務の実施上の条件 3 相手国側の便宜供与(25頁)	「ベトナム政府は～コンサルタント用執務スペースの提供～」とありますが、事務所の家具類(机・椅子等)、資機材(コピー機、プリンター等)がどの程度整備されているのかご教示願います。また、事務所の収容可能人数がわかればご教示下さい。	コンサルタントのそれぞれが、デスクワークできる環境をベトナム政府が提供します。即ち、一人につき、机と椅子のセットの提供。コピー機、プリンターについては、プロジェクトで頻繁に使うと判断する場合は、プロジェクト費用で購入することになります。コンサルタントの仕事ができる場所をベトナム政府が提供しますので、プロジェクトで必要となる人数分用のスペースが提供される予定です(ただし、必ずしも一部屋の事務所とは限らない)。
7	第3 業務の実施上の条件 3 相手国側の便宜供与(25頁)	「～コンサルタント用執務スペースの提供～」につきましては、プロジェクトの内容から、ベトナム国建設省内、ハノイ市建設局内、パイロットモデル都市/地方省の関連部局内、の3か所の想定でよろしいでしょうか。	プロジェクトの拠点となる執務室が建設省内に提供され、パイロットの活動については、コンサルタント用執務スペースが、ハノイ市建設局、及びパイロットモデル都市/地方省の関連部局内に提供される予定。

以上